

山形県内部統制に関する基本方針

1 内部統制の導入に関する基本的な考え方

重大な不祥事等の原因となるリスク（適正な事務の阻害要因）の発現を未然に防止し、適正な事務を滞りなく執行する体制を構築するとともに、県民に信頼される行政運営の確立に向け、内部統制制度を導入し、以下の取組みを推進してまいります。

なお、本方針は地方自治法第150条第1項の規定に基づき、山形県における内部統制に関する方針として定めるものです。

2 内部統制の目的と取組方向

(1) 業務の効率的・効果的な遂行

県においては、事務処理に当たり、最少の経費で最大の効果を挙げる必要があることから、業務目的の達成に向け、内部統制により、組織として効率的かつ効果的な業務の遂行につなげます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告や政策の実施状況に関する情報等については、県民等が本県の活動を確認する上で重要なものであることから、内部統制により、正当な手続きに基づく情報の保存及び管理を進めるなど、情報の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

県民の信頼の基礎となる法令等の遵守については、内部統制により、着実に取り組みます。

(4) 資産の保全

本県の財産的基盤や社会的信用に大きな影響を与える可能性がある資産の取得、使用及び処分については、内部統制により、正当な手続及び承認の下で行います。

3 内部統制の対象とする事務

財務に関する事務並びに適正な管理及び執行を確保する必要がある事務とします。

4 内部統制の推進体制

(1) 内部統制推進本部の設置

本方針に基づき、全庁的に意識共有を図り、内部統制を総合的かつ横断的に推進するため、内部統制推進本部を設置します。

(2) 内部統制推進部局の設置

本県が取り組むべき内部統制について検討し、方針の策定や内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進するため、内部統制推進部局を設置します。

(3) 内部統制評価部局の設置

本県が取り組む内部統制の整備状況及び運用状況について評価を行うとともに、内部統制評価報告書を作成するため、内部統制評価部局を設置します。

5 内部統制の取組み

各所属は、所管する業務の実施に当たり、次に掲げる取組みを推進します。

- ① 各所属は、所管する業務について、リスク（適正な事務の阻害要因）を把握、分析するとともに、業務の適正な執行を確保するため、リスクに対する対応策を整備します。
- ② 各所属は、①に基づいた統制活動を実行するとともに、実施結果を報告します。
- ③ 各所属は、実施結果等を踏まえ、必要に応じて業務執行体制やリスク対応策等の改善に努めます。

6 関係機関との連携

(1) 監査委員との連携

内部統制の取組みに当たっては、必要に応じて監査委員との情報・意見交換を行うことで、より効果的な内部統制の整備及び運用に努めます。

(2) 知事部局以外の任命権者との連携

地方公営企業及び行政委員会等に対しては、知事部局における内部統制に係る必要な情報を提供し、共有します。

令和2年3月23日

山形県知事 吉村 美栄子